

# あての木園訪問入浴介護センターのご案内

住み慣れた家で、健康で自立した快適な生活が送れますよう、私たちが応援します  
(当センターはあての木園ふげしデイサービスセンターに併設しております)

問い合わせ・見学のご希望の方は

〒928-0062 石川県輪島市堀町9字25番地

☎(0768)23-4165 FAX(0768)23-4166

メール:[atenoki@skyblue.ocn.ne.jp](mailto:atenoki@skyblue.ocn.ne.jp)

<http://www.amusewajima.gr.jp/atenokien/>



## 社会福祉法人輪島市福祉会 理念 『尊厳・共生・向上』

### ● 私たちの基本理念

私たちは、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会と共に自立した生活を営むことができるように支援します

私たちは、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図ります

### ● 私たちの基本方針

1. 超高齢化が進むなか、高齢者を取り巻く環境の変化、介護保険制度を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、当法人の役職員が社会福祉法人の使命や自ら果たすべき役割を再認識し、介護者としての本旨にたちかえり高齢者福祉の進展に寄与します
2. 地域の方々の社会福祉支援を目的に、誠心誠意のサービスに努めます
3. 個人の尊厳を保持しつつ、介護サービスが「いつでも・どこでも・だれでも」利用できるよう努めます
4. すべての役職員は、倫理・理念を遵守し、専門性を高め、地域の一員として社会福祉の充実を目指します



## 訪問入浴車



## サービス実施にあたり

● 畳 2 畳分くらいのスペースがあれば、専用浴槽で入浴が可能です。● 家の前まで車が入れなくても、状況に合わせて、ご自宅のお風呂のお湯を使用させていただき、ホースを伸ばして、機材をセットすれば可能です。

## 確認したい点について

① 利用者の身体状況の把握 ② 自宅の確認(寝室や専用浴槽を配置する部屋等) ③ 希望日や入浴回数の打合せ ④ 入浴についての要望 など

## サービスの概要

【健康状態の確認】 血圧測定、脈拍測定、体温測定 【更衣の介助】 衣服の着脱介助、おむつ着脱の介助 【洗髪・洗身の介助】 洗髪・洗面の介助 【入浴や洗身の介助】 浴槽やベッドなどへの移動や洗身の介助 【疾患等の処置】 主治医が指示する処置 【その他の介護】 耳掃除、整髪、部分浴、清拭、その他入浴に関する介護

## 入浴サービスの流れ

① 訪問(看護職員と介護職員の3人がご家庭に訪問します。) ② 健康チェック(看護職員が健康のチェックを行います。) ③ 入浴(専用の浴槽にて、洗髪・洗体いたします。) ④ 上がり湯(上がり湯を行い、ベッドに戻り着衣していただきます。) ⑤ 入浴後の健康チェック(看護職員が入浴による体調の変化がないか確認します。)

## サービス利用に関する留意事項

(1) 利用される方の様子について: 前回の利用日から利用日当日の間に、体調や状況等について特に変わったことがありましたらすぐに申し出下さい。

(2) 光熱水費: 利用者の住まいでサービスを提供するため、使用する水道・ガス・電気等の費用は、利用者の負担となります。

(3) 用意してほしいもの: ○ 着替え、シーツ類(必要に応じて) ○ 医師の指示による処置に係る医薬品等

# 訪問入浴介護とは……

## 家庭での入浴が困難な方へのサービス

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

■ 営業日: 月曜日～金曜日

■ 営業時間: 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

■ 通常の事業実施地域: 旧輪島市内(河井・鳳至・鶴巣・大屋・西保・河原田・三井・南志見・町野)

■ 苦情受付: 責任者: センター長: 苦情やご相談は専用窓口で受け付けします

## ■ 訪問入浴介護費

※ 介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

項目	利用料金	備考
訪問入浴介護費	12,600 円/回	
訪問入浴介護費(介護職員 3 人が行った場合)	11,970 円/回	※(利用料金×95%)
清しき又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄)	11,340 円/回	※(利用料金×90%)

## ■ 加算

※ 介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

項目	利用料金
初回加算	2,000 円/月
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	30 円/回
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	40 円/回
サービス提供体制強化加算	440 円/回

特別地域訪問入浴介護加算	15%が加算されます／回
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%が加算されます／回
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	5.8%が加算されます／月(令和6年3月31日まで)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.1%が加算されます／月(令和6年3月31日まで)
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.1%が加算されます／月(令和4年10月1日から)

## 介護予防訪問入浴介護とは……

### 家庭での入浴が困難な方へのサービス

自宅の浴槽での入浴が困難な方に対して、浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行うサービスです。

要介護状態になることをできる限り防ぐ(発生を予防する)、あるいは状態がそれ以上悪化しないようにすることを目的としています。高齢者の有する能力に応じ、自立した生活を営むことができるよう支援します。

- 営業日:月曜日～金曜日
- 営業日:午前8時30分～午後5時30分
- 通常の事業実施地域:旧輪島市内(河井・鳳至・鶴巢・大屋・西保・河原田・三井・南志見・町野)
- 苦情受付:責任者:センター長:苦情やご相談は専用窓口で受け付けます

### ■ 介護予防訪問入浴介護費

※介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

項 目	利用料金	備 考
介護予防訪問入浴介護費	8,520 円/回	
介護予防訪問入浴介護費(介護職員2名で行った場合)	8,090 円/回	※(利用料金×95%)
清しき又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄)	7,670 円/回	※(利用料金×90%)

### ■ 加算

※介護保険負担割合証に記載してある利用者負担の割合にしたがって、ご負担いただきます

項 目	利用料金
初回加算	2,000 円/月
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	30 円/日
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	40 円/日
サービス提供体制強化加算	440 円/回
特別地域介護予防訪問入浴介護加算	15%が加算されます／回
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5%が加算されます／回
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	5.8%が加算されます／月(令和6年3月31日まで)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	2.1%が加算されます／月(令和6年3月31日まで)
介護職員等ベースアップ等支援加算	1.1%が加算されます／月(令和4年10月1日から)

### ■ 在宅身体障害者等訪問入浴サービス(輪島市委託事業)

■ 障害者福祉・地域生活支援事業 自力で入浴が困難な身体障害のある方で、さまざまな理由で外出が難しく、



家庭の風呂を使っての入浴が困難な方のためにご家庭を訪問し、入浴の提供を行うサービスです。

対象は:介護保険未利用者の身体障害者手帳1級又は2級の方です。

※詳しくは、輪島市役所福祉課にお問い合わせください。輪島市福祉課 ☎ 23-1161

## 【個人情報の保護に関する方針】

利用者に安心の在宅生活をお送りいただけるよう日々努力を重ねております。「個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要と考えております。当法人では、情報公開・開示規程及び個人情報保護規程を定め確実な履行に努めます。

## 【個人情報保護の利用目的】

当施設・事業所では、利用者の尊厳を守り安全管理に配慮する個人情報保護方針の下、ここに利用目的を特定します。あらかじめ利用者本人又はご家族の同意を得ないで、必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

## 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

### 1. 当施設・事業所内部での利用目的

- ① 当施設・事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスに利用にかかる当施設・事業所の管理運営事務のうち次のもの
  - 事故等の報告
  - 当該利用者の介護・医療サービスの向上
  - 入退居等の管理
  - 利用・中止等の管理
  - 会計、経理

### 2. 他の介護事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ① 当施設・事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - 利用者に居宅・施設サービスを提供する他の居宅サービス事業所・施設や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
  - 利用者の診療等にあたり、外部の医師の意見・助言を求める場合
  - 家族等への心身の状況説明
- ② 介護保険事務のうち
  - 審査払い機関へのレセプトの提出
  - 審査払い機関又は保険者からの照会への回答
- ③ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

## 【上記以外の利用目的】

### 1. 当施設・事業所内部での利用に係る利用目的

- ① 当施設・事業所の管理運営事務のうち次のもの
  - 介護サービスや業務の維持・改善の基礎資料
  - 当施設・事業所において行われる学生等の実習の協力
  - 当施設・事業所において行われる事例研究

### 2. 他の事業所等への情報提供に係る利用目的

- ① 当施設・事業所の管理運営業務のうち
  - 外部監査機関への情報提供

